

# 「特定信書便マーク」の制定

総務省は、特定信書便事業者の要望に応え、平成22年3月5日に、特定信書便事業者であることを示す「特定信書便マーク」を制定。

- 特定信書便事業者は、信書便法に基づき信書を取り扱うことが認められており、信書の取扱が可能であることを明解に示すシンボルマークの制定を要望してきた。
- 総務省は、この要望に基づきシンボルマークを制定することにより、次のようなメリットを期待。
  - (1) 利用者が特定信書便事業者を容易に識別可能になる。
  - (2) 特定信書便事業者に対する信頼性の向上を通じ、特定信書便事業全体の活性化に資する。
  - (3) 特定信書便事業者自身の適正な業務運行継続のインセンティブとなる。
- このため、特定信書便事業者の総意を受けて、総務省がシンボルマークを制定。マークのデザインは、特定信書便事業者の応募(54件)の中から総務省が公正に選定。
- マークについては、総務省が商標登録を出願。特定信書便事業者は、総務省の許諾を受けて、無料でマークを使用できる。

## 「特定信書便マーク」(平成22年3月5日総務省制定)



### デザインコンセプト

○平和の象徴であるハトが、「信書」を運んでいる姿を表現したもので、古代から通信を担ってきた伝書鳩が、信書を安全・確実に送り届けることをイメージさせる作品。背景の「ブルー」色は、「希望」「冷静」のイメージ(“Blue Bird”(青い鳥・希望の鳥))から、リボン付きの信書を大切な相手に向けて無事に届ける願いを込めたもの(秋田市の業者の作品)。